

予保第1512号

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 沖縄県南部福祉事務所長

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) が令和2年1月24日付けで提起した処分庁 沖縄県南部福祉事務所長 (以下「処分庁」という。) による生活保護費用返還決定処分 (令和2年1月8日付け南福第36-192号。以下「本件処分」という。) に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

1 審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

審理員意見書に記載のとおり。

2 処分庁の主張

審理員意見書に記載のとおり。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について  
審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分に違法又は不当な点があるかについて

(1) 世帯認定時に手持金の収入認定を行わなかったことについて  
処分庁は、世帯分離していた請求人の次女 (以下「次女」という。) の大

学卒業に伴う世帯認定に当たって、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の第8の1の(4)の規定に基づき資力調査をすべきだが、約半年後の令和元年9月まで失念していた。

処分庁は、次女が大学4年次の平成30年6月20日に請求人へ、同年7月5日に妻に、次女の世帯認定などについて説明し、援助方針も樹立したとしているが、直接、次女に手持金が収入認定されることを説明していなかった。次女は、稼働能力もあったとみなせることから、世帯認定されるだけでなく、世帯からの自立や手持金を次女が主張する奨学金の返済及び運転免許の取得費用等に充てることも検討できたと考えられる。（弁明書添付資料1、質問・回答書）

次女は、処分庁の不適切な対応によりその機会を失っており、処分庁の対応には手続上の瑕疵があったと認められる。

## (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）法第63条の適用について

法第63条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされており、また、小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」（社会福祉法人全国社会福祉協議会 平成16年発行。以下「解釈と運用」という。）の第2編第8章第8節の解釈の(2)（649頁から650頁）では、法第63条の「急迫の場合等」には、保護の実施機関が保護の程度の決定を過って不当に高額の決定をした場合等も含まれるとされている。

本件については、前記(1)のとおり、処分庁が次女の世帯認定の際に手持金について収入認定をせず、過って、過大に保護費を支給したものであり、法第63条でいう「急迫の場合等」の「保護の程度を過って不当に高額の決定をした場合」に当たることから、請求人に対し、事後の収入認定を行っていたとしても、当該過支給分の保護費については、法第63条返還の対象となると解される。

また、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問13-2の（答）の3では、既に支給した保護費の一部（場合によっては全部）を返還させるべき場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第10の2の(8)により、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができるとされ、問答集の問13-2の（答）の3のアで「この取扱いが認められるのは、確認月からその前々月までの分として返納すべき額に限ること。したがって、それ以前の返納額は法第63条により処理すべきである。」と示されている。

処分庁においては、次女の手持金を令和元年10月に確認しているが、本件返還は、平成31年4月1日に係る保護費の返還であることから、全て法第63条により処理すべきものとなり、法第63条に基づき処理を行った処分庁の判断は妥当であると解される。

## (3) 本件処分における返還額の検討について

請求人は、次女の手持金は貸与奨学金によるものであり、世帯分離の際事

前に相談承認を受けているものであるため、局長通知により控除される預貯金であると主張しているが、局長通知の第8の2「収入として認定しないものの取扱い」の(3)では、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」とされているため、大学を卒業した次女の預貯金（手持金）を、控除することはできないとした処分庁の判断は適切であると解される。

次女は、奨学金（貸与金）を受給して大学に進学し、提出されたケース診断票（弁明書添付資料2）によると、社会福祉協議会に534,000円、独立行政法人日本学生支援機構に6,184,000円の借入残があった。

手持金の調査の過程で、次女は、通帳のお金は、就職試験でバイトができないため、生活費としてためていたもので、運転免許もあきらめていたが、仕事のため免許もとりたい旨、「預金については奨学金の返済にあてるので免除してほしい」と述べている。（弁明書添付資料1）

「生活保護費の費用返還及び費用徴決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723号第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。）の1の(1)で、法第63条返還について、全額返還により被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、列挙する④で、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」を返還額から控除して差し支えないとされている。

また、福岡地方裁判所平成26年3月11日判決（事件番号：平成24年（行ウ）第22号）では、法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下、併せて「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を阻害するか等の点について考慮すべきであると解される、とした上で「本件返還金決定は、自立更生費の有無や全額返還が原告の自立を阻害するかを考慮していない点で判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。」と判示している。

これを本件についてみると、本件処分の決定過程において、処分庁のケース記録やケース診断票では、返還額の決定について、費用返還取扱通知の1の(1)にある自立更生費等の控除の検討が不十分であるといえる。

また、前記(1)のとおり、世帯認定時に処分庁による手続上の瑕疵がなければ、次女は自身の自立のために、手持金を充てることができたことを勘案すれば、手持金を全額返還とした判断は、合理性を欠き、妥当とは言えない。

#### (4) まとめ

以上のことから、本件処分においては、処分庁に世帯認定時の収入認定手続に瑕疵があり、その全額を返還とした判断にも合理性を欠いていたことから、本件処分には、不当な点があったと解される。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

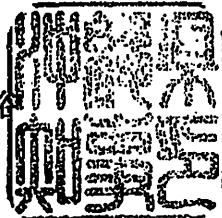
#### 4 付言

処分庁においては、次女の世帯認定時において、「生活保護による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）の第10の問10の2の答の1の保護開始時の手持金の控除について十分検討されていないため、上記と併せて適切な控除が必要である。

なお、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・保護局保護課長通知）のIの1の(1)に定められているとおり、ケースワーカーから次女が大学を卒業する前に、事前相談として直接、制度の仕組みを十分に説明する機会を設けるとともに、手持金及び預貯金の保有や生活状況を的確に把握した上で手続を行うことが必要であったと考えられるため、今後は、このようなことが起こらないよう事務処理の改善も検討してもらいたい。

令和3年3月22日

審査庁 沖縄県知事 玉城 康裕



#### (教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。